

(様式2)

京丹後市火災予防条例の一部改正の概要

1 趣旨について

平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室型ビデオ店火災において、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、総務省消防庁が「大阪市浪速区個室型ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策」について、対応の考え方が示されました。これを受け、全国消防長会予防委員会等において、「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」が取りまとめられました。このことに伴い、京丹後市火災予防条例の一部を改正し、個室型店舗の避難管理の徹底を図ろうとするものです。改正火災予防条例は、個室型店舗の避難通路に面する室の外開き戸について、避難時の支障とならないよう、措置を講じるものです。具体的には、外開き戸を開放した場合、ドア・クローザー等自動閉鎖装置を設置することにより、常に閉鎖状態を保ち、外開き戸の開放状態による避難障害を防止することを目的としています。

2 意見募集事項

京丹後市では、この条例の改正(案)に盛り込むべき事項として、以下の項目を考えています。

(1) 対象

間仕切壁やパーティション等で仕切られた閉鎖性の高い小規模な個室が、比較的狭い空間に密集し、遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる施設形態、利用形態の個室型店舗として、次のアからエまでの用途を規制対象とします。

ア カラオケボックス

イ インターネットカフェ・漫画喫茶

個室において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

ウ テレフォンクラブ

店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗

エ 個室ビデオ店

個室において、フィルム・ビデオテープ・ビデオディスク等を利用して映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗

(2) 個室型店舗の個室の出口の戸

個室の出口の戸が外開きのものについては、避難上支障がない場合を除き、開放した場合において自動的に閉鎖するものであること。

個室の戸が外開きであった場合、火災等の避難時に一斉に開放された状態では避難経路となる廊下の幅員を狭め避難障害となる可能性があることから、廊下の有効幅員が広く避難に支障がない場合等を除き、外開き戸は自動的に閉鎖するものとするよう規定します。

3 施行期日について

平成22年12月1日から施行します。

改正条例施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗については、平成23年11月30日までの間は適用しない。